

**天草市学校規模適正化
審議会委員を募集**

市の幼稚園や小・中学校の児童・生徒数は年々減少し、小規模校や複式学級が増加傾向にあります。児童・生徒のためによりよい教育条件や教育環境を整えるためには、学校規模や学級規模の適正化を図る必要があります。

このようなことから、幼稚園、小・中学校の適正規模、適正配置について検討するため、天草市学校規模適正化審議会を設置します。この中で、市民の皆さんのご意見をお聞きするため、同審議会の委員を募集します。

- ▼対象Ⅱ市内在住で20歳以上の 人。
- ▼募集人員Ⅱ2人。
- ▼報酬Ⅱ日額6,000円。
- ▼任期Ⅱ委嘱の日から平成21年3月31日まで。
- ▼申込方法Ⅱ応募の動機を800字以内にとりまとめ、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入し、4月30日(水)（消印有効）までに提出してください。

〔郵送〕〒863-0048
市内中村町10-8 天草市
教育委員会・学校教育課
〔FAX〕☎1191
〔電子メール〕
gakkou@city.amakusa.lg.jp

※詳細は本庁（別館）・学校教育課教育企画係（内線2508）へお尋ねを。

**健康増進 食育推進
計画を公表します**

市では、市民の皆さんの健康づくりを推進するため、「健康増進計画」と「食育推進計画」を策定しました。これらの計画は、健康に対する自己決定力を高め、個人の健康の保持・増進に取り組みやすい地域社会を形成していくというヘルスプロモーションの考え方に基き、市民や地域、行政が一体となった取り組みを展開していくための指針となるものです。

各世帯には同計画書の概要版を配布します。また、同計画書を各保健福祉センターや本庁・健康増進課、牛深支所・保健福祉課、その他の支所・

市民生活課などに備え付けていますのでご覧ください。
※詳細は天草中央保健福祉センター ☎243737へ。

**福祉基金を
「ご利用ください**

市では、「天草市福祉基金」の一部を活用して、民間団体や企業、住民組織が創意と工夫を凝らして行う自主的な福祉活動に対して助成をしています。

ただし、次の事業は除きます。
①個人に金品を支給する事業
②国または県、市の補助事業
③地方公共団体が事業の実施主体として行う事業
④営利を目的とする事業。

▼助成金額Ⅱ助成対象経費の2分の1以内の額で、1件につき年額50万円を限度とします。

▼申込方法Ⅱ本庁・社会福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、6月30日(水)までに同課へ提出してください。

※詳細は本庁・社会福祉課地域福祉係へお尋ねを。

**「世界平和大使人形」を
開催!**

1979年の国際児童年に、「世界平和は子どもから」のキャッチフレーズのもと、日本から平和大使人形100組が、在日各国大使館の大使夫人を通じて世界100カ国に贈呈されました。

これに対して57カ国から、平和へのメッセージや答礼の人形115体などが贈られてきました。

世界平和大使人形の館をつくる会と市では、世界平和への願いが込められたこれらの人形115体を展示する「世界平和大使人形展」を開催します。入場は無料です。

多くの皆様のご来場をお待ちしています。
▶とき=5月5日(日)から同11日(土)までの午前9時から午後7時まで。
▶ところ=天草宝島国際交流会館ポルト。

※同5日の午前10時から、オープニングセレモニーを実施します。同セレモニーでは、世界平和大使人形の館をつくる会代表の園田天光氏、同会の取り組みなどについて紹介します。

【問い合わせ先】
本庁・地域振興課コミュニティ推進係
(内線1340)

**国保の加入・脱退には
届け出が必要です!**

退職などにより職場で加入していた健康保険をやめたときは、必ず国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。逆に、国保に加入していた人が社会保険など、ほかの健康保険に加入したときは、国保を脱退することになります。

いずれの場合も、異動（加入・脱退）があった日から14日以内に本庁・保険年金課または牛深支所・市民課、その他の支所・市民生活課へ届け出てください。

●加入の届け出が遅れると…国保に加入しなければならぬ資格が発生した時点でさかのぼって国保税を納めなければなりません。また、未加入期間は保険証がないため、医療費の全額を負担することになります。

●脱退の届け出が遅れると…新しく加入した保険の保険料と国保税を、二重に納めてしまうことになります。

また、職場の社会保険などへ加入した後に国保の保険証を使って受診すると、国保が負担した分の医療費を後になって返さなければなりません。

【問い合わせ先】
本庁・保険年金課国民健康保険係(内線1132)



年金情報

学生納付特例制度をご存じですか?

20歳になると、たとえ学生であっても国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、学生の場合、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合があるため、学生の間（一年以上在籍しなければならないすべての学校の夜間・定時制・通信制課程の学生を含む）は保険料の納付が猶予される納付特例制度が設けられています。

また、収入があっても一定所得以下であれば、学生納付特例制度を利用できますので、在学証明書または学生証の写しを添えて、本庁・保険年金課国民年金係または各支所・国民年金担当課へ申請してください（毎年申請が必要です）。

なお、この特例期間は、年金を受けるための必要な期間として取り扱いますが、年金額の計算には入りません。ただし、10年の範囲内で追納することができます。

※3月に社会保険庁から送付された「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出した人は、学生納付特例が継続されます。

【問い合わせ先】本庁・保険年金課国民年金係(内線1137)

3月分市交際費の支出状況

区分	支出日	金額(円)	支出先など
弔事	17	15,000	河浦町民生児童委員・瀧本信治氏葬儀への供花
	〃	15,000	新和町まちづくり審議会委員・野崎幸三郎氏葬儀への供花
会費	5	5,000	文化庁調査官との懇談会
	9	10,000	第25回東京五和会総会
	26	5,000	市内校長会送別会
雑費	10	47,880	来客用みやげ(写真集30冊)
	31	45,360	来客用みやげ(写真集30冊)
合計		143,240	※累計は平成19年4月からの合計です。
累計		1,183,935	

【問い合わせ先】
本庁・秘書課秘書係(内線1207)



図書館へ行こう!

【図書館ホームページ】
http://www.lib.city.amakusa.kumamoto.jp
【問い合わせ先】中央図書館 ☎27001・FAX ☎27013

「こども読書の日」におすすめの本

<p>みんなともだち 中川ひろたか</p> <p>みんないっしょにうたをうたった みんないっしょにえをかいた みんないっしょにおさんぼをした園でともだちいっぱいできて、楽しいことがたくさんあった。卒業しても、ずっとずっとともだち。</p>	<p>てのひらどうぶつえん ハンテヒ</p> <p>手のひらの手形から生まれた動物たちに会いに、動物園へ出かけよう! たのしく絵遊びをしながら、想像力と創造力が知らず知らずのうちに育っていく「てのひらあそび」のやりかたや、実際に描いてみるページ付き。</p>	<p>ちょうちょうひらひら まどみちお</p> <p>春風によって、ちょうちょうがひらひら。うさちゃんにとまって、うさちゃんがうふふ…。こんどはだれにとまるかな? 子どもたちのくすくす笑いが聞こえてくるような絵本。</p>
--	--	--

その他のおすすめ図書

- ▶ぼくがラーメンたべてるとき（長谷川義史）
 - ▶ねないこだれだ（せなけいこ）
 - ▶もっちゃんもっちゃんもうもっちゃん（土屋富士夫）
 - ▶ヤギさんミルクはともだちじるし（はらたゆうこ）
 - ▶きいろいゾウ（にしかなこ）
 - ▶せんりゅうのえほん（西本鶏介）
 - ▶おばけのがっこうへきてください（さくらともこ）
 - ▶のはらうた（くどうなおこ）
 - ▶ことばのこぼこ（和田誠）
- ※（ ）内は著者名。